

一般健康診断実施要項

この一般健康診断は、三重県医師国民健康保険組合が対象被保険者の疾病予防を目的として行うものであります。

実施は各支部（郡市医師会）単位で行い、その方法（実施医療機関の選定、検査項目の選択、検診費等）は支部に一任しております。

対 象 者 (令和4年4月30日現在加入の右記被保険者)	① 1種組合員 ② 1(3)種組合員の被保険者である配偶者 ③ 40歳未満の2(4)種組合員
実 施 期 間	令和4年7月～12月末日
個人表の提出先	郡市医師会
提 出 期 限	令和5年1月20日

補助額（受診費用が補助金を下回るときはその額とします）

40歳未満	1種組合員	年間 30,000円
	1(3)種組合員の被保険者である配偶者	
	2(4)種組合員	年間 8,000円
40歳以上75歳未満	1種組合員	年間 20,000円
	1(3)種組合員の被保険者である配偶者	

注意事項

- ・資格喪失後の受診については対象外となります。
- ・対象者の①及び②の40歳以上の方について、特定健診を受診されていない方は、一般健診補助対象外となりますので、ご注意ください。
- ・一般健診についての自家受診を認めますが、**1種組合員のみ自己受診は認めません。**
- ・自家受診の場合は、領収書を「一般健康診断個人表」の裏面に必ず貼付して下さい。
- ・受診の結果、何らかの異常若しくは疾病の疑いがある場合に行う精密検査等は、保険診療の取扱いとなります。

その他

一般健康診断実施補助金は支部（郡市医師会）を通じ交付いたします。

「一般健康診断個人表」は個人情報保護法に基づき保健事業における健康診断のみに使用し、三重県医師国民健康保険組合が保管いたします。